免許法施行規則第６条第１項表（平成２９年改正前）

|  |  |
| --- | --- |
| 第一欄 | 最低修得単位数 |
| 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 | 第五欄 | 第六欄 |
| 教職に関する科目 | 教職の意義等に関する科目 | 教育の基礎理論に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目 | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 教育実習 | 教職実践演習 |
| 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 教職の意義及び教員の役割 | 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） | 進路選択に資する各種の機会の提供等 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | 教育課程の意義及び編成の方法 | 各教科の指導法 | 道徳の指導法 | 特別活動の指導法 | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 教育課程の意義及び編成の方法 | 保育内容の指導法 | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 生徒指導の理論及び方法 | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 進路指導の理論及び方法 | 幼児理解の理論及び方法 | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |  |  |
| 幼稚園教諭 | 専修免許状 | ２ | ６ |  | １８ |  | ２ | ５ | ２ |
| 一種免許状 | ２ | ６ |  | １８ |  | ２ | ５ | ２ |
| 二種免許状 | ２ | ４ |  | １２ |  | ２ | ５ | ２ |
| 小学校教諭 | 専修免許状 | ２ | ６ | ２２ |  | ４ |  | ５ | ２ |
| 一種免許状 | ２ | ６ | ２２ |  | ４ |  | ５ | ２ |
| 二種免許状 | ２ | ４ | １４ |  | ４ |  | ５ | ２ |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | ２ | ６（５） | １２（６） |  | ４（２） |  | ５（３） | ２ |
| 一種免許状 | ２ | ６（５） | １２（６） |  | ４（２） |  | ５（３） | ２ |
| 二種免許状 | ２ | ４（３） | ４（３） |  | ４（２） |  | ５（３） | ２ |
| 高等学校教諭 | 専修免許状 | ２ | ６（４） | ６（４） |  | ４（２） |  | ５（２） | ２ |
| 一種免許状 | ２ | ６（４） | ６（４） |  | ４（２） |  | ５（２） | ２ |

備考

十七　括弧内の数字は、免許法別表第一備考第九号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする